

草加八潮消防組合障害者活躍推進計画

令和2年4月1日
草加八潮消防組合消防長

1 策定の趣旨

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第36号）の施行に伴い、国及び地方公共団体の任命権者は、厚生労働大臣が作成する指針に即して、障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（以下「障害者活躍推進計画」という。）を作成することとされた。

この計画は、改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3第1項の規定に基づき、草加八潮消防組合消防長が策定する障害者活躍推進計画である。

2 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

3 草加八潮消防組合における障害者雇用に関する課題

草加八潮消防組合は、職員定数337名の一部事務組合であり、在職する常勤職員（派遣職員を除く。）がすべて消防吏員で構成されており、職員の採用に当たっては、障害者に限定した募集・採用は行っていない。

過去には、在職中に疾病、事故等により障害者となった職員（以下、「中途障害者」という。）が在籍することもあったが、これまで個別に対応しており、大きな問題は生じていなかったため、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。

4 目標

(1) 採用に関する目標

消防吏員は、障害者雇用率制度の除外職員であるため、今後も障害者に限定した募集及び採用は困難であると考え、特定の障害を持った人を排除しない等、障害者である応募者がいることを念頭においた職員募集を行うこととする。

- (2) 定着に関する目標
なし（今後、障害者である職員の定着状況データの把握に努める。）

5 取組内容

(1) 障害者の活躍を推進する体制整備

- ア 障害者雇用推進者として消防局総務課長を選任する。
- イ 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、中途障害者となった職員が在籍することとなった場合は、総務課に職員の相談窓口を設定し、庁内LANを利用すること等により周知する。
- ウ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、速やかに資格を取得させるため、研修等を受講させる。

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

職員が中途障害者となり、従来の業務遂行が困難となった場合又は相談があった場合は、円滑な職場復帰のための必要な職務の選定、負担なく遂行できる職務の選定、職場環境の整備や通院への配慮等について検討する。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

障害者である職員に対しては、定期的に面談等を行い、必要な配慮等の有無を確認し、その結果を踏まえて継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつ、合理的な配慮の範囲内で適切に実施する。

(4) その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大推進に努める。